

生きる権利は、どんな人にも保障されている
かけがえのない基本的人権です。しかし、死刑
は、その権利を奪ってしまいます。死刑は、罪
を犯した人が自らの過ちを見つめなおすことを
永遠に不可能にします。死刑は無実の人に科せ
られたとき、取り返しのつかない結果をもた
らします。死刑は、その執行に関わるあらゆる
人々の心に癒えることのない傷を与えます。そ
して、死刑という制度は被害者の多様な声を聞
こえにくくしています。

死刑制度をめぐる問題はこの社会を構成する
全ての人の問題です。しかし、死刑制度の存在
が犯罪、その被害者、遺族、加害者といった現
実に私達一人一人が向き合うことを難しくして
いるのです。

私たちは

- 日本政府に対し、「死刑廃止国際条約」の
批准を求めます。
- 法務大臣に対し、死刑の執行を命令しない
ことを求めます。
- 国会に対し、死刑廃止の立法化を求めます。
- 裁判所に対し死刑判決の言い渡しをしない
ことを求めます。

そして、

今日ここに集まった私たちすべてが、これ
からも死刑廃止の世論を顕在化させるため、
行動し続けるとともに、死刑廃止が実現する
その日まで多彩な運動を繰り広げることを宣
言します。

1995年12月2日

死刑廃止フォーラム参加者一同

ある。現在においても、死刑執行の事実を公表することによって、死刑を執行された者の遺族に、事件後相当期間を経て改めてその名誉や生活の平穩を失わせるという不利益や精神的苦痛を与えるとともに、他の死刑確定者の心情の安定を損なう結果となるという事情に変化は認められないと考える。

また、死刑に限らず、他の自由刑及び財産刑においても、国家の刑罰権の作用は、本来、刑の執行そのものに限られるのであって、それを超えて、国家機関が刑の執行の事実を殊更に公表して、刑の執行を受けた者やその関係者に、刑の執行そのものを超えた不利益や精神的苦痛を与えることは相当でないと考える。

なお、死刑の言渡しがなされた個々の事件の裁判の内容については、裁判公開の原則により明らかにされている上、死刑執行の事実については、毎年の統計において執行数を公表している。

三の2について

死刑制度の存廃は、我が国刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であり、国民世論の動向にも十分に配慮すべきものであるから、国民の間に多角的観点からの議論が行われることは望ましいものと考えられるが、この問題に関しては、新聞等の報道、各種の出版物等を通じ、どのような事件につき死刑判決が言い渡されているかはもとより、学者、実務家、各種団体等の様々な議論や諸外国における死刑の廃止、復活の動向等が伝えられ、国民においても、これを受けて理解及び議論を深めているものと認識している。したがって、

現時点で政府がこの問題についての議論を高めるため新たに特段の方策を採る必要性があるとは考えていない。

三の3について

死刑制度の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪な犯罪については、死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪事犯を犯した者に対しては、死刑を科することをやむを得ず、死刑を全面的に廃止することは適当でないと考えている。

内閣総理大臣 村山富市

資料3

【12・2 死刑廃止宣言】

1989年12月、国連総会で「死刑廃止国際条約」が採択されました。地球上から死刑制度をなくすことが、国際的な約束となったのです。それから6年、いまや死刑廃止国の数は世界の半数を越えました。死刑廃止へと向かう世界の流れは、もはや押し戻すことのできないものとなっています。日本も1989年11月以来、3年4ヶ月間、死刑の執行はありませんでした。しかし、93年3月、死刑の執行が再開され、その後わずか2年余りの間に12名もの死刑囚の生命が奪われました。死刑廃止の大きなうねりに水をさし、死刑制度を維持していくために、法務省はあえて12名もの生命を絶ったのです。

三、弁護士及び弁護士会は、死刑制度の根本的な見直しに着手するとともに、死刑に関する情報の提供や啓発活動を通して、積極的に国民との議論に参加し、かつ、被害者遺族の実状を調査し、その救済のための努力をなすべきである。

右宣言する。

1995年9月29日

関東弁護士連合会

資料2

死刑制度の運用に関する 質問に対する答弁書

一の1について

個々具体的な死刑執行に関する事項については、死刑を執行された者の遺族の感情、他の死刑確定者の心情の安定等に配慮し、答弁を差し控えさせていただきたい。一般論として言えば、死刑執行については、あくまで個々の具体的な事案に即して慎重かつ適正に対処しているところである。

一の2及び3について

個々具体的な死刑執行に関する事項については、前記理由により答弁を差し控えさせていただきたい。一般論として言えば、死刑執行のもたらす重大な結果にかんがみ、法務大臣は、執行停止、再審又は非常上告の有無、恩赦を相当とする情状の有無等について慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に、初めて死刑執行命令を発することとしている。また、刑事訴訟法（昭和二三年法律

第三百一十一号）上、民事訴訟が係属中であることや再審請求中であることは、死刑の執行停止事由とされていない。

一の4について

個々具体的な死刑執行に関する事項については、前記理由により答弁を差し控えさせていただきたい。一般論として言えば、第一審のみで又は控訴の取下げにより死刑の判決が確定した場合であっても、我が国の裁判実務においては、死刑の適用は極めて慎重になされている上、執行に当たっても、法務大臣により再審事由の有無等について慎重に検討され、これらの事由等のないことが確認されたときに、初めて死刑執行命令が発せられるものであり、極めて慎重かつ厳正に運用されている。

二の1及び2について

法務大臣は、死刑の執行については、省内関係部局をして、執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等に関し、関係記録を十分精査させるなどして慎重に検討した上で判断することとしている。

個々具体的な死刑執行に関する事項については、前記理由により答弁を差し控えさせていただきたい。

三の1について

個々具体的な死刑執行に関する事項を公表することについては、従来から、死刑を執行された者の遺族の感情、他の死刑確定者の心情の安定等に配慮し、差し控えてきたところ

者の権利」として確立し、物心両面における手厚い被害者対策が実現されたとき、被害者遺族の苦しみは少しずつでも和らげられ、被害感情の宥和がもたらされるに至る。そのとき初めて報復感情・復讐心の緩和への道が拓かれる。

第五点は、世論調査の問題である。これまでの多種世論調査によれば、死刑存置支持者が相当多数であったことが認められ、この結果としての数字は、いわゆる死刑廃止条約に、わが国政府が反対する根拠の一つとされてきた。しかし、過去の世論調査は、死刑存置支持に誘導する要素が見受けられたり、将来的廃止論等の多様な意見を存置支持に取り込もうとする傾向が認められる。

最近の各弁護士会内における意識調査をはじめ各マスコミ等が実施した世論調査では死刑に対する多様な意見のあることが明かとされてきており、死刑廃止論者が増えてきている傾向が認められる。1994年に実施された総理府世論調査においても、将来的廃止論とみられる数字の捉え方によっては、死刑存置派と廃止派は均衡しているとみることも可能であり、将来も無条件に死刑を存置しようという意見は40%を下まわっている。

死刑存続問題に関する国民の合意形成に向けての議論は、政府が国民に情報を積極的に提供する中で死刑を人権の問題として捉えて行わなければならない。

第六点は、死刑はその刑罰の実状を直視すると、やはり残虐性を否定できないことである。

死刑は、確実かつ不可避に、人の生命を奪い、人間の尊厳を剝奪するものである。絞首刑による執行後の死体は頸部の骨折・筋肉離断といったまさに断裂と表現しうる凄惨な状況を呈している。加えて死刑執行の恐怖により、多くの死

刑確定者はその精神に障害をきたしている。

死刑確定者に対する処遇はいわゆる「心情の安定」のみが追求され、外部交通に対する厳しい制約により、死刑確定者は社会からほぼ完全に隔離され、ただ執行を待つだけの身におかれている。

死刑執行に立ち会うすべての人々が激しい衝撃を受け、ときにノイローゼとなり、また二度と立ち会うことを回避したがることにもその残虐性は十分に示されている。

第七点は、死刑を廃止した国々では無期刑が死刑に代替して最高刑として有効に機能していることである。その場合、15年ないし30年間は仮釈放を制限している例が多い。

以上七点の諸事実からすれば、死刑の存廃問題は、わが国が緊急に検討すべき課題であり、当連合会は、以下の諸点を提言する。

一、

1. 政府及び国会は、イギリスの試験的死刑廃止などを含む死刑制度の将来のあり方についてすみやかに検討すべきである。

その間、死刑確定者の死刑執行を停止すべきである。

2. 政府及び国会は、被害者遺族の実態を正確に把握するとともに、その経済的、精神的救済策の確立、充実に努力すべきである。
3. 政府は、死刑執行をめぐる状況など死刑に関する情報を国民に積極的に提供すべきである。

二、裁判所にあつては、このような諸事実をふまえて、かつ死刑がすぐれて人権の問題であることを認識し、死刑の選択にあたっては慎重に上にも慎重を期すべきである。

資料 1

＜宣 言＞

わが国に於いて死刑制度は、平安時代の三百年を除いて、長い間、刑罰として重要な位置を占めてきた。その存在意義については、古くから議論されてきたが、現在では刑罰制度のあり方の問題としてだけでなく、人間の生きる権利、及び人間の尊厳に直接かかわる人権の問題としてとらえられている。

私たちは、この死刑制度に関して、次のような内外の諸事実を確認することができる。

第一点は、死刑制度の廃止が、世界の潮流となっていることである。

アメリカのニューヨーク州やフィリピンにおける死刑の復活はあるものの、1994年の一年間で廃止国は六カ国増えた。本年6月には、南アフリカ共和国で死刑は残虐で非人道的な刑罰であり違憲であるとの判決がなされ、死刑は廃止された。死刑を廃止する国は毎年増え続け、98カ国の多数に達した。国連では1989年（平成元年）にいわゆる死刑廃止条約が採択された。1993年には、国連規約人権委員会は日本政府に対し、「死刑廃止に向けた措置をとること」を勧告している。

第二点は、誤った裁判により死刑の執行がなされた場合、その生命を回復することは絶対に不可能なことである。

わが国の刑事裁判にあっても、四件の死刑再審無罪事件に見られるように、誤判が現実に行われている。

本来、裁判制度には誤判の可能性は避け難いが、わが国においては、別件逮捕や代用監獄を利用した自白調書の作成、裁判所の自白を偏重

した事実認定、被告人側の防御権の不十分性、再審による誤判の是正の困難性等が認められ、より一層誤判が生じやすいものとなっている。

死刑事件においては、犯罪事実の誤認があれば、無罪となるべきところが死刑となり、量刑事実の誤認があれば無期懲役となるべきところが死刑となり、被告人の「生」と「死」の落差が決定的な形で現れ、ひとたび誤って死刑判決、さらに死刑執行がなされれば、それによって奪われた生命を回復することは不可能となる。

第三点は、死刑の威力力による凶悪犯罪に対する抑止効果について、現在までのところ科学的に証明されていないことである。死刑の犯罪抑止力については、これまでさまざまな実証的研究が行われてきた。その中には否定的な結論を導く研究結果の方が多く、これを肯定するのはごく少数である。

死刑を廃止したイギリスやフランス等の国々において、死刑廃止後凶悪事件が著しく増加した事実は認められていない。

第四点は、被害者遺族の感情の問題である。犯罪により生命を奪われた被害者遺族の悲しみはとりわけ深刻であり、その報復感情も誠に強いものがある。しかも、犯罪による被害は、決して直接の被害に止まらない。被害者遺族が一部のマスコミや心ない人々から干渉されて傷ついたり、あるいは国や社会から無視されて孤立した状態で放置されることによって、さらに被害が拡大し、その結果、被害感情を一層憎悪・深刻化させている現状を看過してはならない。その解決のためには、被害者に対する経済的な面のみならず、精神的・心理的な面での配慮と援助及び刑事司法手続きへの適切な関与を可能ならしめる必要がある。そしてこれらが「被害

ネットワークづくりの担手を育成しようとするもので行政施策で対応できない問題解決の役割を果たそうとしている。

注⑱ 大河内秀明「死刑廃止と犯罪被害者の救済」フォーラム90 33号4頁-6頁による。

注⑳ 菊田幸一「アメリカにおける犯罪被害者補償の現状」死刑停止会議NEWS LETTER 第15号8頁-12頁参照。なお、基本的理念は、VicTiMからSURVIVORを目指す。

注㉑ 小西聖子「犯罪被害者カウンセリングの現場から」フォーラム90 32号参照。

注㉒ 現在イギリスでは、各監獄に20人~50人の一般市民から選ばれたボードメンバーによって監獄法が保障する2週間に1回の定期的調査やその際、被収容者からの苦情申立を受けられる制度がある。こうした調査は昼夜いつでも訪問でき、監獄のどの部分を見てもよく、被拘禁者と直接に話もできる（勿論、監獄関係者の立会なし）といった権限を有している。このように市民自らの手によって行なわれる刑事司法と、3章でも論じた密行主義を常とするわが国のそれとはおおいに相異している。なお、同様の制度が導入されているのは、オーストラリア、南アフリカ等で、いずれも市民自治の原則に根ざす警察への不信である。

注㉓ Weis, E, Cesare Beccaria (1738-1794), *Mailander Aufklärer der Strafrechtsreformen in Europa*, Munchen: Verlag der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, 1992; エリオ・モナケシー (Elio Monachesi)「チェザーレ・ベッカリーア (Cesare Beccaria) (1738~1794) 柳本正春編訳著「増補・刑事学のパイオニア」(矯正協会) 1973年1~21頁。

村井敏邦「刑法~現代における「犯罪と刑罰」~」(岩波書店) 1990年5~12頁は、「犯罪と刑罰」の現代的意味を明らかにし、その実践の必要性を説いている。また、内田博文「犯罪と刑罰」の意義」東京刑事法研究会 27~53頁は、ベッカリーアとベンサム (Jeremy Bentham) における改革主体の比較を行った上で、「犯罪と刑罰」の多種多様で外に開かれた「諸思想の隊列」という構造が「未だに「最も残虐な誤り」を内包し続けている刑罰権と刑事手続への戦い」において「最大のバイブルであり続ける「矛盾」を解く鍵」であると指摘する。

注㉔ 菊田幸一「死刑執行に対する権力側の論理」JCCD72号参照。

注㉕ 平成2年から4年までの3年4ヵ月間にわたる死刑無執行の期間とその前後の殺人事件数を犯罪統計等より比較すると、以下の表の通り、死刑無執行の時期の方が殺人事件数は少ない。なお、12月28日現在54名の死刑無執行囚が存在する。(団藤重光元最高裁判事「いまだからこそ死刑廃止を」フォーラム90、12.2講演より)

年 度	殺人事件数	特記事項
平成元年	1,323人	1名の死刑執行
平成2年	1,238人	死刑執行なし
平成3年	1,159人	死刑執行なし
平成4年	1,175人	死刑執行なし
平成5年	1,218人	7名の死刑執行
平成6年	—	2名の死刑執行

注㉖ 杉原泰雄「人権の歴史」岩波書店 237頁-241頁のあたらしい人権参照。

注⑩ 長田龍一「死刑の展開」東北学院大学論
集47号(1995年8月)25頁。

注⑪ 奥平康弘「知る権利」29頁。清水英夫編「情
報公開と知る権利」(三省堂)。B.Schwartz
and H.W.R.Wade, *Legal Control of Gov-
ernment ; Administrative Law in Britain and
the United States*(1972), 堤口康博訳「英米行
政法」(成文堂)1976年など参照。

注⑫ *Non-Governmental Organization* の略で、非
政府組織や非政府間機構を意味し、「反政府
組織」とは異なる。その数は世界で6000団
体を越え、NGO活動推進センター「NGO
DATA BOOK」(1994年)によると、85パー
セント以上が法人格をもたない任意団体であ
る。そこで最近、活動をよりおしすすめるた
め法人格の取得を目指した法案が検討されて
いるが、行政の価値観と相異なる活動にも等
しく取得できるか否か問題点も多い(朝日新
聞(1996年1月8日付)参照)。

注⑬ David C. Korten, *Getting to the 21st
Century : Voluntary Action and the Global
Agenda*, West Hartford : Kumarian Press
1990 chapt.10をはじめいくつかの整理を試
みたものがある。

注⑭ 国連事務局は、5年ごとに死刑に関する
報告書の作成を各国に求めている。この報告
書は、政府はもちろんNGOおよび専門家の
調査研究に基づくもので、かかる場において
もNGOの優れた情報資源が期待されている。
ちなみに、第5回報告が1995年6月8日に刊
行され前回1990年の報告書より8カ国多い
63カ国より作成されている。

注⑮ 例えば、公害被害に向けられた市民運動
は、地方政治に対する参加である。その結果、

それを克服するとともに、国の公害規制を上
回る公害防止環境保護条例を制定し、こうし
た運動を通じてNGOはより組織化されて
いった。

注⑯ 人にやさしい村山政権下、この一年余り
で昨年12月1日の2名、今年5月26日の3名、
そして、12月21日の3名と計8名の死刑執行
があった。社会党が野党にあっては市民の求
める人権問題に理解と関心を示し国政に反映
させようとの積極的な姿勢がみられた。だが、
末尾資料2および破壊活動防止法の団体適用
などからも判明される通り、日本は強権的で
人権意識がいちじるしく低下し、社会が知ら
ず知らずのうちに強大な国家管理下に置かれ
るようになってきている。真の社会秩序維持
は人間性の裏付けをもった刑事改革が必要な
のであり、国の強権により生命を奪い去るこ
とは力による制圧の何ものでもなく社会を殺
伐にするだけである。このような社会を脱皮
するうえでもNGO人の期待は大きい。

注⑰ 国会議員の中でも衆議院議員、参議院議
員あわせて200人を越える死刑廃止議員連盟
の結成、また資料2に示すように1995年9月
29日、関東弁護士連合会は政府及び国会に対
し死刑執行のすみやかな停止の提言をするた
めの宣言を出している。さらに、資料3の宣
言に示す、死刑廃止国際条約の批准を求める
フォーラム90や、死刑停止会議、アムネスティ・
インターナショナルなど多くのNGOが活動
している。

注⑱ 朝日新聞(1996年1月8日付夕刊18面)
は、NGOを扱う大学学科新設(国学院大学
経済ネットワーク学科)が載せられてい
る。それによると、市場や国家の枠を超えた

は考えなくてよいのか。など測定項目・基準を今後改善すべきだとしている。

注② 「現代の基礎用語」(国民生活社)、厚生省「障害者保健福祉施策中間報告(1995年7月15日発表)等参照。こうした用語が生じたもう一つの背景には環境問題などで量的発展に制約を受けはじめた現代社会が目指すべき目標としても用いられてきている。

注③ アムネスティ・インターナショナルは日本政府に以下の勧告を行う。

- すべての処刑は永久に停止すべきであり、今後死刑は適用せず、すべての死刑は減刑すべきである。
- すべての犯罪に対する死刑は、法律により廃止すべきである。
- すべての死刑の減刑が行われない間、法務省は死刑囚の処遇が国際人権基準に合致することを保障し、いままでに行われてきた残虐、非人道的かつ屈辱的な死刑囚の経験をより悪化させてはならない。とくに、長期にわたる屏禁を認め、外部の訪問者への面会の制限に関し、拘置所当局に広範囲の裁量を与える規則と実務を廃止しなければならない。
- 政府は、虐待、自白の強要、不適切な弁護士とのアクセスに関する報告を含む、公判前の段階における不法な行為に関する報告を、独自に調査するよう命じなければならない。
- 日本政府は、世界的な死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書に署名し、批准しなければならない。
- 死刑の廃止の準備のために、日本政府は、

アムネスティ・インターナショナルや他の死刑廃止団体からの情報も含めて、日本における死刑の適用に関する情報を一般大衆に与え、それによって死刑に関する論議を先導しなければならない。

注④ Nils Christie, *Limits to Pain*, Universitetsforlaget, 1981 pp.3-4

注⑤ 齊藤静敬「新版死刑再考論」106頁。石井良助「刑罰の歴史」(日本)9頁以下。三原憲三「現代に死刑は必要か」37頁。吉岡一男「刑事学」163頁。小野武雄編著「刑罰風俗細見」149頁。布施弥平治「日本死刑史」55頁。団藤重光「死刑廃止論」第四版212頁以下。中村元「宗教と社会倫理」381頁。辻本義男「史科・日本の死刑廃止論」1頁。土本武司「実証的死刑論」研修第552号8頁。

注⑥ 平場安治「刑法総論講義」185頁。

注⑦ 行政の密行主義については、菊田幸一「行刑の密行主義を排せよ」NCCD通74号(1995年)参照。わが国の行刑は通達行刑ともいわれ、訓令、通達、達示、指示等によって取り決められていながら、最高裁判例でも受刑者にすべての内規を提示する義務はないとされている。(最高裁昭55.12.19判)しかしながら、受刑者の多くが、その扱いを知らなかったり誤解したりして過酷な扱いを受けたり、また受けた場合でもその是非が不明のため権利主張ができない状況にある。

注⑧ 覚正豊和「死刑確定者の人権」『刑事法学の現代的展開』下巻(法学書院)205頁参照。

注⑨ 国連犯罪防止会議については、「自由と正義」1995年7月号、「法律のひろば」1995年5月号、「罪と罰」1995年7月号、「ジュリスト」1995年10月号等参照。

改正へと連なったのであった。^{注②③}

ところが、わが国では戦争、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件とあいついで再審無罪判決が確定し、4人もが死刑台から生還している人々が存在するにもかかわらず、依然として死刑制度が存続するばかりか、ここ一年間余りに8人もの処刑が行なわれている。いうならばわが国は人権よりも国家刑事司法制度の体制と威厳にその重さが置かれていることに他ならない。^{注④}これが成熟した民主主義社会と真にいえるのだろうか。

成熟された社会は、すべて自由の保障によって成り立ちうるものであることは勿論である。だが一方、自由社会を維持することは、自由の乱用である犯罪も存続するはずである。凶悪犯罪はこれからも後をたたないであろう。しかし、刑罰制度は、焼き印や切断刑から有期懲役刑に、有期懲役刑から罰金への転換というように社会の進歩とともに人道化されてきており、そこにも社会の成熟度がみられるのである。従って、死刑も現代の価値基準からして明らかに残虐刑といわなければならないはずである。

たしかに凶悪な犯罪が発生すると世間では死刑が問題となる。市民感覚として至極当然のことであってそのこと自体を否定することはできないだろう。しかし、人の生命は多数の意によって決定されるものではないはずである。凶悪犯罪者に対して国が刑罰の名のもとに生命を抹殺することが、いかに憲法の理念たる基本的人権の精神と遊離しているかは、ここで再び述べるまでもない。要は国がたとえばどんな凶悪犯罪者であろうと処刑することは、いかに国家の品位を傷つけ、国自体の殺人行為者と同一のレベルに置かれることになるかと意味してい

るのである。いうならば、民主的な社会を見つめようとしなない人たちに対しても、重罰化によって社会秩序の維持をはかることは、彼らの人権を消極的に捉えることであり、社会の正義も実現されず民主主義の崩壊を意味するのではないか。^{注⑤}

近代民主主義が何故基本的人権の保障が不可欠なのかという点、それは、個人の尊厳によって成り立つ制度だからである。いま成熟した社会に置かれたわたしたちは、今後、さらにかかる精神は昇化されていくことであろう。さすれば、そこに求めるものは“ともに生きる”精神であり、たとえ死刑囚であろうともその人権を認めることであり、国家権力による処刑は、法の名のもとに殺人であり、人を抹殺しては人権はありえないはずである。それとも国家は死刑囚は“人”ではないとするのであろうか。

現在、国際社会は死刑廃止の潮流の中にあることは周知の通りである。もちろん死刑存廃は、単に国際的動向のいかんで決定されるものではない。しかし、わが国は平和主義^{注⑥}および基本的人権の尊重を基本原理とする世界人権宣言の精神を擁する憲法を有することを鑑みるならば、世界にさきがけて国家による殺人たる死刑制度を廃止する立場にあると考えられるのである。

注① このことについては、国連犯罪防止規制委員会委員、敷田稔氏（法務省）より、疑問を感じるとの意見が出されている（1991年6月24日付朝日新聞論壇）。そこで示されていることは、「死刑からの自由」についてわが国は失点となっており、逆に死刑制度があることによって保護された「犯罪からの自由」

生き残って、新たな生活を始める、「victimからsurvivor」への道が開かれる期待が生まれ、そのとき初めて、報復感情・復讐心の緩和への道も開かれる可能性が出てくるはずである。勿論、別稿でも論じたように死刑に代わる刑罰の問題はなお存続することはいうまでもない。そして、遺族は、死刑制度が廃止されれば、それに代わる成熟した民主主義社会にふさわしい最高刑を受容する可能性はあることは疑いない。そして、死刑は真の被害救済には無力であり、また建設的な被害救済策の創設実施によって遺族の感情が和らげられ、その結果、報復感情・復讐心も緩和されてくるのである。

このように、死刑廃止と被害救済は、けっして互いに排斥しあうものではなく、それどころか、かえって被害救済の充実が死刑廃止への道を開かせるものであり、また、死刑廃止後は、死刑を存置していたときに比べて、より一層被害者感情の宥和を図るための措置を取る必要が高まることにより、被害者対策の重要性と必要性を改めて社会に認識させ、それが次第に大きな推進力となって、立法・司法・行政・NGO・民間ボランティアなどのあらゆる分野における活発な被害者対策を求める動きにつながってゆくことが期待できるのである。

以上の考察よりも明らかな通り、従来の論理とは逆に、被害者対策を促進するための施策をよりおし進めることにより、死刑廃止に向けて効果的に作用することはいうまでもない。

また、しばしば、死刑廃止論者は被害者の人権を軽視するものであるとの見解がある。だが、これはまったく正視されたものとはいえない。たしかに人は誰でも、被害者に同情するのであるが、死刑廃止論者は、そこに止まらずに、重

大事件を犯した犯罪者であっても、その人権にも配慮するということなのであり、けっして被害者の人権を軽視しているわけではない。したがって、死刑廃止論者は、死刑廃止の実現後も、死刑復活の動きを抑制するため、被害者対策の充実を目指すはずである。それは死刑廃止国であるイギリス・フランスなどにおいて、凶悪犯罪が発生すると、死刑復活の動きが出てくることから明らかである。

死刑廃止運動は、犯罪被害者救済運動と連帯しうるものであって、それらの両立が可能な社会こそ真に成熟した社会の証しともいえるのではないだろうか。それゆえに、わが国も欧米諸国にならい、犯罪の危険による負担を社会全体に分散させ、社会全体で負っていかうとする姿勢、すなわち、ともに生きるという思想を確立させ、欧米型の社会保障政策的な被害者対策を創設する必要がある。それは人々の連帯と優しさを基盤に持つ文化国家、より成熟した民主主義社会のあるべき姿なのである。

おわりにかえて

イギリスの死刑廃止への大きな影響を与えた事件は、1970～1950年代にイギリスで頻発した誤判であった。例えば、1970年代に起きた殺人事件で3人の若者が捕まり、うち1人は15～16歳で精神的障害を持っていた。彼は親とも弁護士とも会うことができず警察で長時間の尋問を受け、自白すれば家に帰すといい自白にこぎつけたのである。他の2人も同様で、3人は裁判で有罪が確定し終身刑となった。しかし、その数年後、自らのりでた真犯人により大スキャンダルとなり上級判事による調査が実施され法

であって、その具体的内容としては、捜査の進み具合・起訴・公判期日・釈放・保釈・判決などに関する情報の提供を受けること、公判傍聴の方法の説明や付添、捜査機関による事情聴取や求刑意見に対する助言、証言に対する助言などが得られることを指している。そして、これに類するものとしては、① マスコミの取材や報道によるプライバシー侵害に対して適切に対処するための助力 ② 加害者との示談交渉や損害賠償請求訴訟・保全、法律扶助などの法的サービスの提供 ③ 公的な奨学金・障害見舞金などの受給制度の説明なども含まれる。

確かに遺族の被害感情は複雑で、報復・復讐感情だけに尽きるものではない。しかし、主要な部分を占めるものとして認識されていることは真実であり、一般的に、遺族は、ショックが大き過ぎて感情が麻痺し、呆然としていて自己コントロールを失っていることが多く、憎悪と仕返しの感情が高ぶった状態にあり、理性を失い、かなり極端な状態、アブノーマルな状態に到達、冷静に判断できる心の状態にはないのである。^{注②}

そのような心理状態に陥っている遺族に対して、マスコミが被害感情を一層煽り立てるような取材をしたならば、報復感情は、容易に増幅されるはずである。このように、周囲の者が遺族に対しどのように接するかが、被害者対策として重要であることはいうまでもない。

さらには、被害の実態が、犯罪の直接的被害である一次被害に止まらず、二次被害、三次被害とそれに優るとも劣らずに深刻であることを考えると、はたして遺族の報復感情・復讐心を癒すために、死刑が必要なものかどうか、改めて検討しなければならない。勿論死刑制度の問

題を考えるうえで、遺族の感情を考慮する必要はあっても、それに支配されてはあってはならない。

おもうに、被害者対策として、死刑執行は、いわば破壊的な手段であり、それはタリオの原理に他ならない。しかしながら、それによって失われた生命は回復されないし、切り落とされた腕も、失われた被害者は元に戻らないし、失明させられた被害者の目も元に戻らない。先にも述べたようにタリオの原理をもってしても何らの被害回復ももたらされることはなく、「腕には腕を、目には目」のタリオという等価交換の刑罰は野蛮であり、人道主義的思想からあいられるものではなく禁止されたはずである。それなのになぜ生命刑に対してのみ、それを存置しなければならないのか。それは明らかな矛盾であり時代錯誤といわざるをえないのである。まして、二次、三次の被害防止にはまったく無力というほかに、何らの効果もないことは、今日迄、すでに証明されてきているはずである。

それらの被害の防止ないし回復のためには、建設的な手段が講じられなければならないのであり、真の実効性のある被害回復手段の充実が急がれるのである。

被害者対策の予算については、イギリス・オーストラリアなどが年間国民一人当たり500円、その他のヨーロッパが6～70円なのに対し、日本はわずか4・5円と、格段に劣っているのが現状で、これでは日本の犯罪被害者はまったく救われず、遺族は孤立した社会から疎外された心境に陥るのは必至である。しかし、建設的な被害救済の手段が講じられるならば、遺族の苦しみは和らげられ、被害を受けている人が、そこから耐えて

民主主義が、かつての権力からの自由から参加の側面を強調されるようになったのに伴い法の場面では、行政が保有する情報の公開請求は、新しい知る権利として構成されるようになった。つまり、現代のような情報化社会においては知る権利を保障し、市民の側からの行政への参加が必要とされている。そうすることによって、行刑の密行主義が排除され、成熟した社会にふさわしい刑罰制度すなわち死刑廃止が実現されるはずである。そのためにも、今後、NGOは、わが国が真に成熟した民主主義社会を創設するうえで情報公開の徹底とあいまってその役割が期待されるのと同時にNGOにかかわる専門家の育成、世界的ネットワークの形成など多くの課題をこなしていかなければならないのである。^{注⑩}

5. 死刑廃止と被害者感情

死刑存廃に大きく意見の分かれるのは、被害者感情の間である。死刑廃止は犯罪者の人権を重んずるあまり、深刻な被害者感情を無視ないし軽視するものであり、被害者感情を満足させるためにも死刑が必要である。あるいは貧弱な被害者対策の現状においては死刑廃止は時期尚早であるといった批判や意見が出されるところである。しかし、21世紀を目前に控え、成熟した社会とされる今日、これでは死刑制度についての建設的な論議が生じないばかりか、被害者救済の面でも不毛の論議でしかないはずである。先述してきたように、死刑制度の問題点からしても、つねに廃止を念頭に置いてその方法論を模索すべきことはいうまでもないはずである。さすれば、どのように被害者感情を論ずることができる社会を創造するかが真の成熟した社会へ

の鍵となるといえるかも知れない。

被害者対策を考える際に、とくに留意する必要があることは、被害の実態は、一次、二次、三次被害と、連鎖反応的に発生し一層深刻化するということである。^{注⑪}欧米では、被害の救済について、1960年代以降、研究・実践の両面において目覚ましい発展がみられてきた。概括的に示すと、60年代が物質的補償である犯罪被害者補償法の制定、70年代が民間のボランティアによる精神的なケアも含めた実践活動の活発化、そして80年代に入って刑事司法手続における犯罪被害者の地位の確立と保護というものである。そうした発展過程を通して被害の実態が、より具体的・明確に捉えられるようになり、その結果、犯罪者を処罰することによっては、被害者に対する有効な救済は望めないことが認識された。

すなわち、犯罪被害者には経済的援助のほか、精神的なケア、さらには刑事司法手続等への助力が必要なのである。

アメリカのNOVA等では、^{注⑫}精神的ケアの面におけるボランティア活動として、呆然自失の状態に陥っている遺族に対して、事件に巻き込まれた直後から危機介入的な援助活動が開始され、例えば急場の資金援助や、場合によっては当座の住宅の提供、警察への通報、救急車の手配や病院への搬送の介助・付添・家族・親族・職場への連絡、家族やペットの世話、葬儀の手配、カウンセリング、またはその専門家の紹介等、被害者に必要とされるであろう具体的な内容が盛り込まれている。

また、刑事司法手続に参加するというのは、捜査及び公判手続きにおいて、参考人ないし証人として適切に関与する機会が与えられること

報公開請求権も保障していると解されることになる。

こうして、憲法上の知る権利は、自由権であると同時に具体的で積極的な請求権でもある。また、個人の人格の自由な発展のための権利であると同時に政治過程への参加を確保するための権利でもある。このような意味からしても、わたしたちが、一日も早く、真の成就した社会の至来を目指し、まっ先になすべきことは、死刑存続の議論を広く喚起し、ともに生きていくことのできる社会創設に努力すべきはずである。そのためにも知る権利の保障は情報化社会において、国民主権原理を完徹させるうえでも必要とされるのである。

4. 死刑廃止とNGO

情報公開請求権としての知る権利が憲法上の権利であると解されるとしても、このことから直ちに密行主義が排除され、成熟した社会にふさわしい刑罰制度すなわち死刑廃止が実現されるわけではない。憲法自身には、死刑廃止についての判断基準となる明文の規定がないことから、事実上の廃止国あるいは実定法が制定されるまでは、このような憲法解釈上の意義を解決していくための行動が必要である。そのような役割として大きな期待がもたれるものとして近年注目をあつめているNGOがある。^{注⑫}

今日、NGOの活動は大きく分けて二つに分類されている。一つは、調査研究を行って国際機関や政府の政策決定に寄与するタイプ、もう一つは、具体的な事業やキャンペーン活動、ロビー活動を行うタイプである。これらNGO活動の変遷をみても、人々の救済、地域住民の自

立、社会の構造的、制度的問題解決、慈善活動、救援活動、開発協力、募金活動、情報・教育活動、地球規模での持続可能性の模索、政策決定に対する主張、提言、働きかけといったアドボカシー (advocacy) まで多岐にわたり、それは、NGOコミュニティのみに止まることなく国際的規模で行われている。^{注⑬}

しかも、人権侵害という構造的問題は、容易に理解されない。とくに先に述べたように行刑の密行主義とあいまって、それを顕在化するのは一層難しい状況に置かれていると思われる。しかしながら、NGO活動は国内的問題であっても国境を越えて、いわゆる、人権の国際化現象に大きく伸展してきているのである。^{注⑭}このようにNGO活動は、現代社会において人権の状況を向上させる役割を果たすものとされ、行政だけでは十分に対処できない不足を補い、むしろ、それとは別に行政の枠組みとは異なった役割が期待されているのである。したがって、民主主義社会においてNGO活動は、市民運動の貴重な財産であり、市民が社会の問題点を変えようとする意味においては起爆剤としての効果を果たすことになる。^{注⑮}

さらに、世界会議においては「行動綱領」等が採択されるのが一般的であるが、法的拘束力の弱いこうした国際公約を遵守させるうえでもNGOの果たすべき役割は大きい。ことに、わが国のような縦割型行政が貫徹している場合には国際公約を実践するうえで数々の問題が生じやすいのでそれらを統合するための力量もNGOにかかっているといても過言ではない。その意味でもNGOは、独自に調査研究等を行うといった実質的有効な活動が勿論、期待されるのである。^{注⑯ ⑰}

い。そもそも成熟化した社会における刑事司法の要件としては、国民みずからが参加の国民すべてのために機能なものでなくてはならない。刑事司法は国家権力行使により、人権侵害が伴うものであり、どんな人でも警察に逮捕され、そのもとに置かれる可能性を考えるべきである。また、現在の密行性をみたならば一層その必要性は高まる。

また、死刑執行の論拠として「世論」のとり扱いが、その引用の是非はともかくとしても、重大な焦点となっている。そこにみられるのは、「世論を尊重しつつ世論を立法者が方向づける姿勢をとるか、世論に立法者が従属する途を選ぶか」にかかってくる。^{注⑩}そのためにも、密行主義を打開しよりよい刑事司法を実現するうえでも、必要とする情報の十分な提供が必要とされるのである。そもそも法的概念としての国民の知る権利は、民主主義にとって不可欠の存在である。それには、いくつかの側面があり、1つは、誰かが積極的に情報を伝達していることにこたえて、その情報を受け取る権利としての知る権利。これは、知らせる権利のコインの裏側で、情報の送り手と受け手は、相互補完の関係にあり、受け手の権利をも知る権利と構成する事によって、送り手の表現権は完全になる。2つは、情報保有者が必ずしも積極的に情報を伝達しようとしないうちに、情報源に接近する権利としての知る権利。典型的には取材の自由がそうであるが、情報機関だけでなく個人もまたこの権利を有する。3つは、情報保有者が情報の公開を拒否する場合に、公開を求める権利としての知る権利。これは、行政庁に対する情報公開請求権であり、情報を公開する政府の義務として、いうものがある。

いうまでもなく、行政は膨大な情報を保有している。そこでは、国民はもっぱら情報の受け手として、行政側の設定した情報だけが広く提供されるのが普通であり、知りたい情報の存在を知ることが難しいという限界がある。けれども、国民が政策形成に参加し、適正な行政の執行を監視するためには、行政側と情報を共有していなければならない。

知る権利のうち、③の側面としての情報公開請求権は、日本国憲法上、明文で保障する規定はないが、国民主権原理をとる憲法前文と、少なくとも表現の自由を定める21条並びに民主的自治制度を定める92条とにその根拠を求めることができる。

国民が主権者であるためには、政治の決定過程に参加し、自ら判断しなければならないが、そのためには判断資料、すなわち多様な情報を、いつでも、自由に獲得できなければならない。また、国政は、国民により信託されたものであり監視される存在であって、行政側に知らせるべき情報を選定する権限があるわけではない。よって、「知る権利が保障されず、したがって国政についての情報が十分に与えられるところでは、国民主権の原則は、まやかしかない」^{注⑪}ことになる。

日本国憲法の保障している表現の自由を、情報の収集—判断—伝達の過程をとる自由な情報の流通と同義と解すると、それはすなわち、国民一人ひとりが情報を自由に獲得することが保障されるということの意味する。ということは、行政庁が情報の保有者である場合には、当該行政庁に直接その情報の公開を国民が請求できるということにほかならない。したがって、憲法の表現の自由の定めは、同時に政府に対する情

考慮し、尊属殺を含む尊属加重規定の全面的削除などを内容としている。ただし、汽車電車転覆致死罪、往来危険罪の結果的加重犯、水道毒物混入致死罪、強盗致死罪などには、改正前と同様に死刑が残されている。

わが国においては、適用範囲等が縮小されてきてないものの、平安時代の300数拾年を除き、死刑は重要な刑罰制度として位置づけられている。しかしながら、「目には目、歯には歯」といったタリオの原理は野蛮であり、今日、人道主義的思想からもあいられるものではない。それなのになぜ、生命侵害であるところの死刑についてだけ、なお、この原理を存置させなければならないだろうか。それは明らかに矛盾であり、時代錯誤といわざるをえないのである。

結局、死刑を存置する根拠としては、まず第一に、国家体制を維持するために有効と判断していること、死刑は実法上にも認められたものであるから、その廃止には憲法改正にも匹敵する問題でもあるとの確信。第二は法秩序の維持であり、これらの論理の非論理性については述べるまでもなく、死刑制度が論理とはほど遠い世俗的背景のもとで歴史的にみてもずっと維持されてきているということである。

3. 死刑廃止と密行主義の打開

死刑の是非を考えようとする際、わたしたちはこの問題についてどこまで理解されているのだろうか。周知のように、日本の刑事司法制度は、いちじるしく閉鎖された制度で国際的にみてもめずらしいとされている。^{注⑦}それは、そうした場所に勤務する職員にも当然にみられ、

服従と追従が公的部門ではもっとも大切とされ、創造的な自己の裁量権の行使などまったくできないことを意味している。従って、日本の刑事司法制度下においては、「人権」という言葉は、良識を否定し、公務の信頼性を揺るがすように用いられているのである。たとえば、刑務所での受刑者の作業は、一切、話したり、作業から目をそらしたりせず彼らはまるで人間性のない作業用ロボットのようなものである。このことから推して、確定死刑囚の置かれた立場がいかに人間性を否定されたものであるかは想像に難しくはないことである。わが国でもかつては、死刑囚の処遇において、執行までは一日一日を生きる喜びを感じられるよう集団処遇も行なわれていたという。^{注⑧}しかし、現在は法務省の指導によって完全に独房の中で、外部との面会はもちろん文通も厳しく制限され有線テレビカメラが死刑囚の房内を24時間監視している。

1995年5月にカイロにおいて開催された第9回国連犯罪防止会議^{注⑨}において国連被拘禁者処遇最低基準規則の実践的履行に関する決議が採択された。そのなかで、決議 I (C) は、「国内法に従って、刑事施設の現状に関する情報を、公衆一般、専門機関、科学施設及び国連非政府組織と共有すること」、また決議 I (E) は、「司法による監督、議会によるコントロール、正当な権限を与えられた独立の不服審査委員会又はオンブズマン等の独立の国家機関により、監獄制度を監視する方法と手段が提供されることにより、監獄制度とその機能の可視性が高まること」を加盟国に要請した。

だが、わが国の刑務所行政の密行主義の壁は旧体以前として厚く、刑務所行政に関する通達、統計、判決例などの情報の公開はなされていない

栄を達成したことを享受でき、犯罪の発生率と治安状態においても、格段であることを証明されている。アメリカ合衆国の一部の州という例外はあるにしても経済開発機構（OECD）のすべての加盟国、先進7カ国蔵相会議（G7）に参加している諸国は死刑を廃止している。それゆえ人権の面においても諸外国と比べても誇りを持てる国に成長しなければ真に成熟した社会が達成された国といえるのだろうか。アムネスティ・インターナショナルは、即時に死刑を廃止するよう日本政府に要請しているところでもある。^{注③}

2. タリオとして続けられてきた死刑制度

刑罰としての死刑は、人類の進歩とともに、執行方法を改善したり、適用範囲を縮小するなどさまざまに変遷している。^{注④}このことからしても、死刑制度を過去から将来を若干見据えることも必要と思われる。^{注⑤}

死刑制度開始の時期については、明確に特定できないが、社会の発展により人間の復讐本能を刑罰観念に醸成したこと、古代、中世当時の法と宗教との未分化に伴う神からの償いなどに関連しているとされている。この刑罰観念と国家社会の体裁下による死刑の起源は、ヨーロッパでは11世紀頃とされる。わが国では、死刑が上代より行われていたとされており、大宝律令（701年）には、死刑の執行として斬（打首）、絞（首）の二執行方法としていた。

ところが、平安時代の嵯峨天皇は弘仁元年（810年）に死刑を宣告されても別勅で一等を減じ遠流とし、事実上死刑執行を停止して以降、後白河天皇（保元元年、1156年）の保元の乱で

死刑復活するまでの26代346年間もの長きにわたり停止状態が続いた。その理由は、仏教の影響すなわち殺生戒、慈悲を本音とする社会的・政治的な平穏などによるとされている。

徳川幕府は、寛保2年（1742年）公事御定書（御定書百箇条）を制定し約100の死罪を規定した。これら多くの死罪の背景として、平場教授は、^{注⑥} ① 受刑者の労働力の有効利用方法なし、② 農村の過剰人口に伴う職業犯人転化への対策、③ 犯人の隔離収容施設不足、④ 社会的混乱に伴うサディズム傾向助長の阻止等とされている。

明治3年（1870年）制定の新律綱領では56の死罪に減少し、その3年後の明治6年の改定律令で31の死罪となる。旧刑法（明治13年、大政官布告第36号公布 明治15年1月1日施行）では、大逆罪を始めとして22の犯罪となり、その執行方法も現刑法と同じく絞首のみとなった。そして、刑法の一部を改正する法律（平成7年6月1日施行）前の刑法では、制定時（明治40年、翌年施行）16の犯罪に減少し、今回の刑法の一部改正直前の段階では13の犯罪と、特別法に五つの犯罪がある。

さらに、昭和49年5月法制審議会総会で決定された改正刑法草案では、死刑犯罪が7つに減っている。この草案は長きにわたり成立しない状況にあることから「刑法の一部を改正する法律」——刑法の表記の平易化などの改正案が平成7年4月13日衆議院本会議で可決、同28日参議院本会議で可決・成立し、5月12日法律第91号として公布、6月1日施行された。この改正では、最高裁昭和48年4月4日、尊属殺人罪（第200条）は重罰（「死刑又ハ無期懲役ニ処ス」）のゆえに憲法第14条に違反するとした判決等を

な文言ではあるものの生命権を明言しているはずである。したがって、わが国にとって死刑廃止条約の存在いかんによらず死刑制度の存続は問題となるはずである。ましてや、わが国が先述したように国連中心主義を真に貫くならば、同じ国連において成立した死刑廃止条約にも当然にその精神を生かし批准すべきであろう。本条約前文には「この議定書の締約国は、死刑の廃止の人間の尊厳の向上と人権の斬新的発展に寄与することを信じ……」、第1条1項には「何人も、この選択議定書の締約国の管轄内にある者は、死刑を執行されない」、同条第2項「各締約国は、その管轄内において死刑廃止するためのあらゆる必要な措置をとらなければならない」と規定されるように、日本政府は、当然に死刑を執行しえなくなるはずである。

わが国は、死刑制度は勿論確定死刑囚の処遇の実態をも考えたとき、成熟した社会といわれる状況下にあつて、真に望ましい行刑といえるか否かにつき、本稿では死刑制度に焦点を絞りながら、あるべき生命のあり方、21世紀の日本の市民社会の模索を試みたい。

1. 成熟した社会と死刑制度

成熟社会とは、いかなる社会なのであろうか。それは、技術的・経済的発展が達成された産業社会において物的・量的変化に価値を置かず質的な充実や人間性に価値を求める社会だとされる。^{注②}そこに求められるものは単に経済活動が拡大した結果として得られる商品、サービス、情報の満足度ではなく、老若男女を問わず、障害の有無、犯罪による人身拘束の程度いかんに関係なく、すべての人が生き生きと

もに暮らしていけるような社会であり、こうした社会は人間の尊厳、人権の十分な保障のもとに達成されるものである。いうまでもなく、生きる権利はすべての人に保障される基本的人権である。日本国憲法11条は「国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として、97条も「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて……現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」といい、また、最高裁も「人の生命は地球の重さより重い」と明言している。しかしながら、死刑制度の存続は、その基本的人権を奪い人権の保障程度をいちじるしく低下させていることに他ならず、最高法規としての憲法で保障された人権の意味を重ねて問いなおさなければならないはずである。

「人権に国境はない」といわれる如く、人間の尊厳には例外がなく犯罪者にもこれを認めるということは、犯罪者が罪を反省して人間として再生する可能性を認めることである。いうまでもなく刑罰の本質は人間が弱い存在であるということを前提に成りたっている。それゆえに、罪を犯しても償えば許し社会復帰をはかり、再びともに生きようとするところに人類の鋭知が働いているはずである。ところが、死刑は、この人間的再生の可能性を奪うものであるから、当然に人間の尊厳の思想に反するものといわざるをえない。いま求められているのは、どのような理由であれ、人を殺すのは正義ではありえないという、生命を尊ぶ社会を創設することであるはずである。

日本が日本自身を世界に対して“進歩”のもっとも優れた国となったこと、すなわち資源の乏しい島国で経済成長を遂げ、長寿国となり、繁

『成熟した社会のなかでの死刑制度』

覚 正 豊 和

Capital Punishment in Civilized Society

Toyokazu Kakusho

目 次

はじめに

1. 成熟した社会と死刑制度
2. タリオとして続けられてきた死刑制度
3. 死刑廃止と密行主義
4. 死刑廃止とNGO
5. 死刑廃止と被害者感情

おわりにかえて

はじめに

21世紀を目前に控え、国際化の波がとくとくと流れる今日、果たしてわが国は真にそのメンバーとして、またリーダー的役割の期待に答えることができようか。ところで、近年「成熟した社会」なる言葉がしばしば用いられてきている。いうまでもなくそこに求められるものは、人間の尊厳、人権の保障であるはずだが、わが国は、それらが十分に達成され、真に成熟した社会にふさわしい状況にあるといえるのだろうか。

また、国際社会での日本のあり方は、たとえ

ば湾岸戦争に自衛隊派遣するに際し、「国連中心主義」「国際協調主義」なる考えを政府は強く示した。このように、わが国は、国際協調主義、国連中心主義を一方で唱えるも、国連で採択した人権に関する宣言、条約のうち既に批准したものは23本のうち7つしかすぎず、国連開発計画（UNDP）発表の人間の自由度ランキングでは15位に置かれている。^{注①}

たとえば、私にとって関心のある死刑に関する1989年12月15日採択（1991年7月11日発効）された「死刑廃止条約」についていえば、批准しないばかりか、日本政府は国連での条約可決そのものに反対したのである。

死刑廃止条約の基になっているのは1966年12月16日に採択された国際人権規約（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）である。この人権規約はA規約、B規約、第一選択議定書の三つからなっており、わが国はA規約、B規約については1976年に署名、1979年に批准している。この条約第6条1項には、「すべての人間は、生命に対する固有権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない。」とし、やや不完全